

にしたところであります。

Q お時間が・・・。

A どちらの方ですか。

Q 西日本新聞の川口と申します。本日なかなかお時間がない中になってしまっている
ので、改めて会見を開かれるお考えはないでしょうか。

A もしその質問をされるんだったら、今、質問された方が良いと思います。何かありま
すか。

Q 改めて・・・。

A いや、改めて会見するということであれば、今、質問してください。

Q 安倍政権になってこれから歴代最長になる日も近づいている中で、こういったことが
起きるのは長期政権の緩みではないかという指摘もあります。これについてはどうお考
えでしょうか。

A 長期政権というのは日々全力を尽くしてきた結果なんだろうと思います。当然、その
上において、緩みが出ない、自らに問いかけつつ、より緊張感を持って進んでいきたい
と思います。次の質問も大事な質問なんで、よろしいですか。

Q このタイミングで御説明をされた理由は何なんでしょうか。昨日もこういう機会があ
ったと思うんですけども。

A 先ほど申し上げましたように、事務所から詳細な説明を、もう一度ちゃんとホテル側
と話をさせて調べた結果についてお話をした方が良いだろうと、こう考えてのことであ
ります。

○ Q 産経新聞ですが、前夜祭について総理は後援会活動だと御認識されてますでしょ
うか。

○ A 何を持って後援会活動かということではありますが、いわば後援会の皆さんが集まれ
ば、それは広い意味での後援会活動なんだろうと。ですから政治資金規正法で定められ
た、いわば後援会活動におけるものと、実際の後援会活動というのは分けて考える必要
があるんだろうと思いますが、広い意味で言えば、当然、後援会活動なんだろうと、こ
う思います。では次の質問に答えて・・・。

○ Q 実際に参加された地元の方の中には、この会の性格を自分は知らなかったという方も
いらっしやいます。自分は安倍総理の選挙等を支えてきているから、その貢献で選ばれ
たのだと思っていたという方がいらっしやったんですけども・・・。

○ A 確かにそう思われている方もおられると思います。そういう観点から、やはり推薦す
る上において、知っている範囲で推薦することになるんだろうと思います。私だけでは
なくて党もそうでしょうし、他の、私や副総理や官房長官や（官房）副長官もそうなん
ですが、そういう観点から基準を見直そうということでもあります。もう一つ付け加えれ
ば、やっぱりたくさんそれぞれ地域において頑張っておられる方がいるんですね、市井
の皆さん。そういう方々と接する機会でもあったのは事実なんだろうと。重ねて申し上

提供メニュー案

◆甘味◆

甘味メニュー	単位	
甘味6個パック	パック	18,000
洋菓子メニュー	単位	
洋菓子2種パック	パック	18,000



THE
KISSHOAN
KYOTO



◆甘味メニューのこだわり

- ・甘味6個パック・・・京都吉祥庵の和菓子使用 「桜を見る会」特別オリジナルパッケージ使用
- 【春と和と京都をイメージした和菓子をご用意致します】
- ※「京都吉祥庵」とは→江戸末期創業、15代続く京都にある老舗和菓子屋
- ・洋菓子2種パック・・・「桜を見る会」のし紙を作成し演出。
- 【バームクーヘン・フワフル(洋菓子の代表商品の提供)】

惑)なども選挙運動に当たる。

また、この「選挙運動者」とは、特定の候補者に当選を得させる目的をもって現に選挙運動に従事する者のみに限られず、単に選挙運動を依頼された者(昭一〇、四、七次華陸、投票取りまとめ方の依頼を受けた者(昭二一、一、二七次華陸)、演説妨害の排除を依頼された者(昭六、四、六次華陸)、地盤浸蝕の監視を依頼される者(昭三二、二、二九次華陸)、反対派の選挙運動の監視を依頼された者(昭七、四、九次華陸)等もここにいう選挙運動者に含まれるものと解されている。したがって、これらの者に対して報酬を提供すれば、選挙運動者に対する買収罪が成立するのである。また、法第十三章に定めるところにより適法な選挙運動に従事するものに限らず、適法な選挙運動に従事するものを含むものと解される。なお、本罪が成立するのは、これらの選挙運動者に報酬その他の利益を供与した場合に限らず、これらの選挙運動を依頼し、報酬その他の利益の供与を申し込んで拒絶された場合にも該当するとされている。単に機械的な労務のみに従事する者は、本罪にいう選挙運動者には含まれないが、これらの者に対して買収がなされた場合はそれらの者が選挙人であれば選挙人に対する買収となるものとする。

(例) 本罪は、投票買収か、選挙運動者買収かの何れかの目的をもってなされることを要するものであるが、その何れであるかによって本罪の成立を異にするものではなく、その両者を区分する実益はないものと考えられもするが、例えば未成年者に対して、又は成年者であつても選挙権を有しないことが明らかであり、選挙人名簿にも登録されていない者等に対して買収が行われたような場合において、これらの者に対する買収が投票買収とみるときは成立せず、運動員買収であるときは成立する等の判断をするとき、これを区分する実益があるものと考えられるのである。

(5) 本罪を構成する行為の内容

本罪を構成する行為は、金銭、物品その他の財産上の利益の供与、その供与の申込み若しくは約束又は公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束及び供応接待、その申込み若しくは約束をすることである。本罪は、これらの行為を区分して、(イ)金銭、物品その他財産上の利益を供与する利益供与罪、(ロ)公私の職務を供与する職務供与罪、(ハ)供応接待罪の三つに分類することができる。なお、これらの罪は、更にその供与の態様から見ると、(イ)現実これら利益を供与又は供応接待したことにより成立する供与罪、(ロ)供与又は供応の申込みをしたことにより成立する供与の申込罪、(ハ)供与又は供応接待の約束をすることにより成立する供与の約束罪の三つの種類に区分することができるものである。

(イ) 利益供与罪の内容たる金銭、物品その他の財産上の利益

本罪の構成内容をなす財産上の利益とは、金銭、物品の供与のほか、債務の免除、債務の保証、得意先の譲渡等を含み、更には演説会場におけるニュース映画の上映等興行的価値のある娯楽を提供することも含み、およそ人の需要又は欲望を満足させるに足りるものであつて財産上の価値を有すれば足りるものとされ、また、客観的には無価値なものであつても受ける者にとって財産上の価値があればよいとされるのである。要するに財産上の利益とは、その供与される利益が社会一般の常識としての社交上の当然の権利と認められる程度を超えたもの、あるいは選挙人又は選挙運動者の心を動かしようとする程度のものである。これらの程度は、供与する者と供与される者との関係や供与される者の社会的境遇、土地の習慣等によって異なるものと考えられ、これらの点を総合判断してなお投票買収又は運動員買収と判断されるときに、本罪が成立するものと考えられる。

以下、利益の供与についての具体的事例を掲げると、

- a 選挙運動者に対する実費の支給等の判例 法律は、直接だと間接だとを問わず、金銭、物

品その他財産上の利益の不正な供与を禁止しているのであるが、選挙運動者に対しては法第百九十七条の二において定める交通料、宿泊料、弁当料等以外の報酬を支給したり又は法に定める額及び実質の程度を超えて支給するときは、利益供与罪を構成するものと考えられる。ただし、法に定める額を超えるものが弁当、茶菓であり、その超える程度により法第二百四十二条第一項第一号の罪に該当するにとどまるときは本罪は成立しないが、運動買収と認められる程度を超え、かつ、当選を得又は得しめる等の目的をもってなされたと認められるときは本罪と法第二百四十二条第一項第一号の罪との観念的競合の関係に立つものである。また、他人の当選を妨害するため、選挙情勢を偵察するため、演説会の野次妨害のため等に使用する選挙運動者等は、前述したように、何れも選挙運動者と認められるものであるから、これらの者に対する報酬の供与は本罪を成立せしめるものと解される。

ロ 選挙人に対する利益の供与の判例 選挙人が投票をなすに必要な経費(例えば投票所に行くための交通費)は、投票人自身がこれを払うべきものであり、これを候補者又は選挙運動者等が選挙人に支給すれば本罪が成立する(昭八、二二、二二大審院)。

なお、供与目的物が違った場合、例えば、米を支給するといつて弁当代を支給した事例について、目的物の上に齟齬があつても犯罪の成立に影響はないとした判例(天一四、一〇、一大審院)もある。この場合、申込みの伝達に米と弁当代との齟齬があつたわけであるが、何れにしても財産上の利益に相違ないものであるから、その供与のあるときは、財産上の利益供与に該当するものである。

シ その他の利益供与についての実例、判例 政党に公認料を候補者から納入する行為は、政党が

公認料を徴収するものであるときは買収罪に該当せず(昭二、八司法省決定、また、候補者より応援弁士の派遣を求められ、政党が弁士派遣料を徴収する行為も、政党として徴収するものであるときは同様本罪が成立しない(昭二、八司法省決定)ことはもちろんと考えられるが、特定候補者を推薦している政党が出火罹災者に対して火事見舞いを出すことについて行政実例は、「社交的儀礼又は慈善事業としてする場合に差し支えないが、各戸につき訪問手交するとか有権者のみに交付するとかその他時に選挙のためになすものと認められれば違反となる。」(内務省)としている。その他選挙犯罪により検挙された選挙運動者のために議員候補者が弁護士を世話し、その費用の金額を負担するときは、それが選挙運動をしたことの報酬又は特定の選挙における当選を得る目的をもってなされたものであるときは事後供与罪又は本罪が成立するものと解され(内務省、司法省決定)、あるいは「議員候補者が選挙運動員に交付した選挙運動費用の概算前渡金の残金の返還を免除しても本罪が成立する。」(昭二二、一〇、二二大審院)とする判例もあるとおり、債務の返済を免除することも買収罪に問われることとなる。これらの実質的な財産上の利益のほかに、精神的な慰安も、それが当選を得る目的をもって、かつ無償で行われるときは利益供与罪が成立するものとして、行政実例は、「演説会に關係なきレコード等をかけ慰安することは利益供与となる場合あるべし。」(内務省)、「候補者が演説会に於て有名なる漫談家を傭い漫談を為さしむることは違反と為る。」(内務省)とし、また候補者が個人演説会をきいてもらつたため有権者をバスで会場まで運ぶことも利益供与となる(昭三五、一一、七)としている。反面「漫談家、講談師、落語家等が政見発表演説会に於て候補者の演説をすることは、漫談、講談、落語を行なわないう限り差し支えない。」(内務省)とし、「入場料を徴収して特定の候補者の登壇する映画を上映しても入場料と娯楽との均衡がとれている

限り差し支えない。」(内務省)としているが、何れも当然のことと解される。

(4) 職務供与罪の内容たる公私の職務の供与

公私の職務の供与は、その職務について選任権を有する者がその職務権限に基づいて職務を供与することはもちろん、その職務について選任権を有しない者が買収の相手方に対して職務の供与を申し込み、しかも、社会通念よりして相手方をして当該申込みのあった職務に就かせることを期待せしめ得る場合においても、また、本罪に規定する職務供与罪が成立するのである。

例えば、市議会議長の地位のように、市議会における選挙によって決定される職務であっても、その市の政界の有力者が、市議会議長の職務を与えることを約束することもその実現は不可能なものではなく、しかもその供与を約束した者が市政界の有力者である点からして、相手方も表現可能を期待するであろうから、この場合においても職務供与罪は成立する。なお、公私の職務は相手方自身に取得させることが必要であつて、相手方の関係者例えば親類の者に取得させるような場合は本罪に該当せず、利誘罪をもって処断される。

(5) 供応接待罪の内容たる供応接待

供応接待の方法にはいろいろあるが、一般的なものとしては、酒食の供与、映画、演劇の観賞、温泉への招待等があげられるが、これらの方法により相手方たる選挙人、選挙運動者に慰安快楽を与えることである。旅館、料亭等において美貌の女性を酒席にはべらせ媚を呈せしめて歓待するのも供応接待に該当するものとされている。供応接待は、日常の社交において一般的に知人や取引先その他の間において常に行われていることであるが、理論的には当選を得る目的、当選を得しめない目的をもつて行われたものであるときは、たとえ日常の社交の程度を超えないものであつても本罪を成立せしめるもので

ある。しかし、そもそも供応接待が犯罪として処罰される理由は、判例にも示すように、人情の弱点を利用し、選挙人又は選挙運動者に酒食を供することによってその歡心を買ひ、公正な判断を失わせ、特定候補者のために有利な結果を招来せしめようとするものであつて、選挙の公正を著しく阻害するおそれがあるからであり、このような趣旨からみると、単なる社交上の儀礼的な行為までも処罰する趣旨ではないと解される。

要するに、選挙人又は選挙運動者に対する供応接待が犯罪とされるには、投票を得るための報酬又は謝礼の趣旨をもつてなされることを要するのであるが、かかる趣旨のもとになされたか否かの判断は、供応接待の趣旨、出席者の願ふれ、その範囲、供応の時期等から客観的に総合判断されるべきものであり、日常の社交の程度を超える範囲であり、しかも通常の場合出席を予想されない者まで出席してたり、料理の内容等通常を越えるものであつたりするときは、本罪にいう供応接待に該当するものと考えられる。通常の社交の程度といつても個人個人においてその生活環境、社交の程度、経済力等によつて異なるものであるから、本罪にいう供応接待の具体的な認定は、土地の習慣、時期、その他前述の条件等を考慮して決定されるべきものと考えられる。

(6) 供与罪成立の要件

ここに供与罪とは、普通買収罪の態様を供与、供与の申込み及び供与の約束に区分した場合の「供与」に係る罪をいうものである。供与罪は、財産上の利益を供与し、又は公私の職務を提供し若しくは供応接待をしたときに相手方がこれを收受し又は応じたときに成立する。收受し又は応じたことにより相手方がその目的通りに行動したか否か、又はその意思があつたか否かは問うところではない。またその供与行為が法律上無効又は取り消し得べきものであることも、供与罪の成立に影響しない。前述した

(三) 事後報酬供与罪
 するものと考えられる。

本罪は、(一)の普通の買収罪が事前買収といわれるのに対し、事後買収といわれる。すなわち、普通の買収が将来の行為に対して利益を供与するものであるのに対し、本罪は、投票の終わった後又は選挙運動をやめた後において、つまり過去の行為の報酬として利益を供与するものであるからである。

(1) 本罪は、投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はこれらの周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の利益を供与する等の行為のあつたときに成立し、その行為者が処罰される。

(2) 本罪の主体については、(一)の普通買収罪と全く同様である。

(3) 本罪の相手方については、法文上「選挙人又は選挙運動者に対し」といつている点、選挙の終了後は選挙人又は選挙運動者は存在せず選挙終了後の供与は本罪を成立せしめないものとする疑問もあるが、普通の買収罪が専ら選挙終了前の行為を対象とするものであり、その趣旨からして選挙の公示又は告示前の行為についても犯罪が成立するものと解されると同様、本罪もまたその性質上選挙の終了日の行為に対しても犯罪を成立せしめるものと考えられる。したがって、ここにいう選挙人又は選挙運動者とは、選挙の期日前において期日前投票若しくは不在者投票をした者又は選挙運動をした者を含むことはもちろん、過去において投票した者又は選挙運動をした者をも含むものと考えられる。

なお、選挙運動者に対する事後買収は、通常は他派の運動者に対してなされるものであろうが、自派の運動者についても事後買収罪は成立するものとする判例(昭七、一、二二大審院)がある。

(4) 本罪の構成要件は、①選挙人が特定候補者のために投票をし若しくはしなかつたこと、選挙運動者が

特定候補者のために選挙運動をし若しくはやめたこと又はそれらの行為の周旋勧誘をしたことの報酬とする目的があること、②選挙人又は選挙運動者に対して①の行為に対する報酬としての利益の供与、申込み又は約束がなされることである。

本罪は、選挙人又は選挙運動者に対して買収行為を行えば直ちに成立するものであつて、相手方の諾否は本罪の成立に影響しない。

なお、本罪は、選挙人又は選挙運動者が、利益供与等に関係なく自己の意思により投票をし又は選挙運動をした場合のように事前に何らの約束も申込みもない場合において、その行為の終わった後に選挙人又は選挙運動者に対して金銭、物品その他の利益を供与することによつて成立するものであり、選挙の期日の前において金銭、物品その他の利益の供与を約束し、選挙終了後においてこれを供与するのは本罪に該当せず、事前買収すなわち普通の買収罪として処断されるものである。

本罪において、周旋勧誘とは、特定の選挙に際し、候補者その他その選挙運動者等の依頼をうけ又は自発的に、選挙人あるいは選挙運動者に対して、特定の候補者に投票をし若しくは投票をしないこと、又は選挙運動をし若しくは選挙運動をしないように周旋し又は勧誘することをいう。

この周旋又は勧誘したことについて、事後においてその報酬として金銭、物品その他の利益を当該行為者に供与すれば本罪により処断されるのであつて、周旋又は勧誘を依頼する際に、報酬を供与する旨約束し、あるいは供与を申し込み、その行為のあつた後において報酬を供与する行為は、普通の買収罪が成立するものであつて、本罪は成立しない。なお、本条第一項第六号に規定する周旋勧誘罪が利益の供与、職務の供与若しくはその申込み、約束、收受、又は供与若しくはその申込み、約束、承諾等の行為に対する周旋勧誘をいうものである点、本罪の周旋勧誘とは異なる。本罪は、前述したとおり、事後